

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社イートアンドホールディングスと称し、英文では EAT&HOLDINGS Co., Ltd と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものも含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 飲食店の経営
- (2) 飲食店の経営コンサルティング業務
- (3) 飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集
- (4) 飲食店のフランチャイズチェーン店に対する技術指導および経営指導
- (5) 飲食店に対する料理材料の販売、配送および保管に関する業務
- (6) 調味料、香辛料、甘味料等食品添加物、菓子類、乳製品、冷凍食品の製造および販売
- (7) 生鮮食料品、加工食料品の販売
- (8) 農産物の生産、加工および販売
- (9) 農産物の生産技術に関する調査、研究、開発、指導
- (10) 肥料、飼料およびこれらの原材料の生産、加工、販売、輸出入
- (11) 畜産食料品、水産食料品の製造、加工および販売
- (12) 煙草、酒類、玩具、衣料品、日用品雑貨の販売
- (13) 食料品の輸出入業務
- (14) 不動産の売買、賃貸および管理
- (15) 土木、建築の設計、施工および監理
- (16) 家具、調度品、厨房機器、空調機器、什器備品等の販売、リース、賃貸、保守管理および輸出入業務
- (17) 一般区域貨物自動車運送業務
- (18) 自動車運送取扱業務
- (19) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険および生命保険の募集に関する業務
- (20) 店舗用の設備などの販売、リース、賃貸および保守管理
- (21) ライブハウスおよびカフェバーの経営
- (22) レンタル音楽スタジオの経営ならびに映像機器、音響機器の賃貸および販売

- (23) CDおよびDVDなどの音楽および映像ソフトの制作ならびに販売
- (24) 一般労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- (25) 個人および企業を対象とした飲食店経営に関わる教育および研修の事業
- (26) 前各号に附帯する一切の業務

- 2. 当社は、前項各号およびこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、14,400,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第 12 条 当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項に関わらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集時期)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長のうち、あらかじめ取締役会が定めた者が招集し、議長となる。
2. 前項の規定により株主総会を招集し、議長となるべき者に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席し

た議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）

- 第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

- 第 18 条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

- 第 19 条 当会社の取締役は、13名以内とする。
2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以内とする。

（取締役の選任）

- 第 20 条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の解任）

- 第 21 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（取締役の任期）

- 第 22 条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事

業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

- 第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役1名以上を選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集者および議長）

- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長のうち、あらかじめ取締役会が定めた者が招集し、議長となる。
2. 前項の規定により取締役会を招集し、議長となるべき者に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集手続）

- 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の委任）

- 第 26 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）

- 第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会決議の省略）

- 第 28 条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同

意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 29 条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規則）

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬）

第 31 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の議事録）

第 34 条 監査等委員会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(期末配当金)

第 40 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。

(中間配当金)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 42 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第38回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決意によって免除することができる。